



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.3

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Afghanistan, Bangladesh, Barbados, Cabo Verde, Ghana, Grenada, Jordan, Kiribati, Maldives, Mali, Marshall Islands, New Zealand, Panama, Tanzania, Timor-Leste, Tunisia,

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

締約国会議 (ASP) の働きを想起し、

国際刑事裁判所 (ICC) の働きを想起し、

国際刑事裁判所に関するローマ規程を想起し、

国際社会における法の支配の促進において、国連総会が果たす役割を想起し、

国際刑事裁判所 (ICC) が国際社会における重大犯罪の処罰と法の支配の維持に重要な役割を果たしていることを再確認し、

ICC が加盟国との協力不足や財政的・人的資源の不足などの課題に直面していることを認識し、

ICC の実効性向上には、制度改革だけでなく加盟国への能力構築支援や協力体制の強化が不可欠であることを強調し、

ローマ規程の理念並びに国家主権及び補完性の原則を尊重し、

透明性、説明責任及び国際協力の促進が ICC に対する信頼の向上につながることを認識し、ローマ規程の目的及び原則を再確認し、

国家主権及び補完性の原則を尊重し、

ICC が加盟国との協力不足、逮捕令状の未履行、財政的・人的資源の不足などの課題に直面していることを認識し、

加盟国間の協力なくして ICC の実効性は十分に確保されないことを認識し、

各国の司法制度や捜査能力には大きな差が存在することを懸念し、

能力構築及び技術支援が ICC の実効性向上に資することを強調し、

透明性及び説明責任の向上が ICC への信頼を高めることを認識し、

国際社会全体が重大犯罪の防止及び被害者の保護に対して共通の責任を有することを再確認し、建設的な対話及び多国間協力を通じた ICC 改革の重要性を強調し、

以下に合意する；

1. 締約国に対し、補完性原則を強化し、各国が裁判できない時のみ ICC が介入する；

2. 各締約国に対し、ICC 改革の実施に際して、国家主権及び補完性の原則を十分に尊重し、各国の国内 司法制度との整合性を確保することを要請する；
3. 各締約国に対し、ICC からの逮捕、証拠提供及び司法協力要請に迅速に対応できるよう、国内法及び 国内体制の整備を ASP が促す；
4. ICC への協力意思があるにもかかわらず、履行能力のない国に対し、先進国が能力構築支援を支援することを要請する；
 - a. 裁判官・検察官・捜査機関への研修
 - b. 証拠収集・保全に関する技術支援
 - c. 国内司法制度の整備支援
5. 先進国に対し、司法制度が十分でない国に支援を行わなかった場合、ASP が勧告する；
6. ASP に対し、締約国による ICC 規程上の義務の履行状況について、逮捕状の執行及び被疑者の引渡し への協力、証拠・情報の提出、分担金の納付その他の ICC への協力状況を含む年次報告書を作成し、公表することを要請する；
7. 現職の国家元首についても国際犯罪に対する免責を認めず、ただし、在任期間中の訴追手続について は保留を認める；
8. 締約国に対し、履行能力を有するにもかかわらず ICC への意図的かつ継続的な非協力が認められる場 合、まず対話及び協議を通じて協力を促し、それでもなお非協力が継続する場合には、公式な警告、 履行期限の設定、履行状況の公表及び協力上の優遇措置の一時停止等、段階的な措置を講じることを 要請する；
9. 締約国に対し、各国による ICC 規程上の義務の不履行について、それが意図的な不履行によるもの か、または司法制度・人的資源・財政的資源等の不足により履行能力を欠くことによるものかを、客 観的かつ公平な基準に基づき締約国会議（ASP）が審査・判断する制度を設けることを要請する。
10. 非協力国に対して、国連総会などの国際的な議論の場において、非難・外交的圧力を加えることで協 力を促す仕組みを構築するように促す；
11. 締約国に対し、ICC 規程に基づく義務を適切かつ継続的に履行した国に対して、ICC との協力関係の 強化、司法協力における優先的な支援及び関連する国際的枠組みへの参加機会の拡大等、具体的なイ ンセンティブを提供することを要請する；
12. ASP に対し、ICC の判事及び検察官の職務上の独立性を確保するため、その選任、任期及び職務遂行 における政治的介入その他の不当な影響の有無について継続的に監視し、その独立性の確保状況及び 監視結果を 4 年に 1 度報告書として公表することを要請する；
13. 国連総会に対し、ICC の判事及び検察官の職務上の独立性を損なうおそれのある政治的圧力その他の 不当な介入が認められた場合、当該行為を行った国に対して、当該行為の撤回及び再発防止を要請することを促す；
14. ICC の財政的自立と持続可能な資源調達のために、以下のことを要請する；
 - a. ASP に対し、加盟国の経済力を考慮した公平な分担金制度を維持し、発展途上国に過度な負担が 生じないことを要請する；
 - b. ICC に対し、未払い分担金の解消に向け、加盟国の経済状況に応じた分割納付制度及び納付計画 制度を整備し、継続的な納付を促進することを整備する。
 - c. ICC に対し、財政に関する年次報告書を作成・公表し、予算執行状況及び資金の用途

に関する説明責任を果たす。